

鈴鹿市公告第 2 4 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）
第 1 3 条第 1 項の規定に基づき鈴鹿市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第
4 項において準用する法第 1 2 条第 1 項の規定により公告する。

なお、法第 1 1 条第 2 項の規定による意見書の提出はなし。

法第 1 2 条第 2 項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画は鈴鹿市産業
振興部農林水産課において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子